

愛媛大学図書館委員会規程

〔 平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 22 号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学図書館規則第8条第2項の規定に基づき、愛媛大学図書館委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 企画及び運営に関すること。
- (3) 図書館資料の寄託に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 分館長
- (4) 各学部の専任の教授又は准教授 1人
- (5) 図書館事務課長

2 前項第4号の委員は、当該学部長の推薦に基づき、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副館長が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、各学部の委員（次項に規定する代理者を含む。以下同じ。）が出席しなければ議事を開くことができない。

2 第3条第1項第3号及び第4号の委員が、やむを得ない事由により出席できない場合は、代理者を委員として出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者を委員会に出席させることができる。ただし、議決には加わらない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。